ID:　217

担当部署:　こども福祉部 福祉室 地域福祉課

処分の概要	施設使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市福祉センターの管理に関する条例　第9条
例規番号	平成22年条例第21号

【根拠条文】

（施設使用料）

第9条　別表第1に掲げる施設の使用者は、同表に定める施設使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用するとき、その他特に市長が認めたときは、後納させることができる。

別表第1(第9条関係)

福祉センター施設使用料金表

室名	広さ (m²)	収容人員 (人)	施設使用料金(円)		
			朝	昼	夜
			午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分
会議室1	83	36 (72)	3,360	4,480	3,970
会議室2	57	24	2,340	3,050	2,640
多目的ホール	224	156 (300)	7,120	9,570	8,350
調理・実習室	154	調理室31 食事室32	8,860	11,810	10,280
運動室	296	—	4,680	6,210	5,390

備考

1　次の各号に掲げる使用をするときは、当該各号の使用に応じ、この表の施設使用料金に10割を乗じて得た額を当該施設使用料金に加算する。

(1)　市外の居住者及び市外の団体等が使用するとき。

(2)　運動室を運動目的以外に使用するとき。

(3)　営利を目的に使用するとき。

2　2区分以上の区分を引き続いて使用するときは、当該引き続いて使用する区分の間の時間は使用に供して差し支えないものとし、この間の使用料は徴収しない。

3　収容人員の欄の(　)書は、最大収容人員とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日